

現場代理人の常駐規定の緩和のお知らせ

公益財団法人埼玉県下水道公社が発注する修繕、工事、委託（以下「修繕等」という。）の現場代理人の常駐規定の緩和について、お知らせします。

1 令和6年2月1日適用版から一部改正する主な内容

(1) 常駐規定の緩和の拡大

建設業法の改正（現場技術者の専任の合理化）に併せて、専任特例1号（同法第26条第3項第1号の規定による技術者専任の特例をいう。以下同じ。）により監理技術者等の兼務が認められた修繕等についても、現場代理人の常駐規定を緩和することができることとしました。

(2) 現場代理人の兼務件数の拡大

監理技術者等の専任を要しない修繕又は工事、及び業務委託のみで現場代理人を兼務する場合は3件まで兼務できることとしました。

(3) 現場代理人と営業所技術者等との兼務要件を規定

監理技術者等と営業所技術者等との兼務が認められた修繕又は工事については、現場代理人の常駐規定を緩和することができることとし、現場代理人と営業所技術者等との兼務ができる場合を規定しました。

(4) 現場代理人等と他の工事の監理技術者等又は連絡員との兼務要件を規定

常駐規定が緩和された修繕等の現場代理人と、他の修繕若しくは工事の監理技術者等又は専任特例1号の適用により配置される連絡員との兼務ができる場合を規定しました。

2 適用日等

令和7年8月1日以降に公告又は指名通知を行うものから適用します。

なお、適用日以前に公告している修繕等及び契約済みの修繕等については、受発注者間で協議のうえ、発注者が認めた場合は適用できるものとします。